

項目	地域	猪名川町 (土地開発事業指導要綱)
----	----	-------------------

目的 (条例第1条) この条例は、開発事業に関し、猪名川町 (以下「町」という。)、開発事業者及び地域住民による相互理解と協力を促進するための手続その他必要な事項を定め、総合的な調整を行うことにより、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るとともに、快適で秩序ある調和のとれたまちづくりを実現することを目的とする。

開発事業の区分 (第2条第1項第8号～第10号) 開発事業を行うためには、その開発事業の規模及び内容に応じ、下図のとおり、大規模開発事業・中規模開発事業・小規模開発事業に区分し、その規模に合った手続が必要となる。

条件	種別	特 定 開 発 事 業		小規模開発事業
		大規模開発事業	中規模開発事業	
開発事業区域の面積		5,000㎡以上	500㎡以上 5,000㎡未満	300㎡以上 500㎡未満
予定建築物の高さ		20mを超えるもの	10mを超え 20m以下	10m以下
予定建築物の床面積		3,000㎡以上	500㎡以上 3,000㎡未満	500㎡未満
特定用途建築物の規模		【区域面積】500㎡以上 又は 【床面積】300㎡以上	【区域面積】500㎡未満 又は 【床面積】300㎡未満	
集合住宅 (戸) 寄宿舍 (室) 規模		50戸 (室) 以上	10戸 (室) 以上 50戸 (室) 未満 【第一種低層住居専用地域のみ】 2戸 (室) 以上 50戸 (室) 未満	10戸 (室) 未満 【第一種低層住居専用地域除く】
その他			○用途変更を行うもの (建築基準法上申請を要する行為) ○道路の位置の指定を目的とするもの ○中規模な資材置場等の整備	○特定開発事業以外の開発行為 ○小規模な資材置場等の整備

- ※1戸の自己居住用住宅の建築行為は対象外。
- ※特定開発事業とは、大規模開発事業及び中規模開発事業をいう。
- ※特定用途建築物とは、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックス、キャバレー及びバー、葬祭場等の周辺環境に著しく影響がある用途の建築物をいう。【第2条第1項第4号】
- ※条件が2以上の開発事業の種別 (大・中・小規模開発事業) に該当する場合、最も大きい区分の開発事業に該当する。
- ※その他 増築・改築を目的とする開発事業の取扱いや、開発事業の内容、周辺の状況等により、著しく周辺環境に影響を与える開発事業の取扱いを別途条例内に規定している。

事業説明会の対象範囲の明確化 (第2条第1項第13号・第14号) 開発事業を施行することにより、工事期間中または事業完了後において、それまでの生活環境に変化がもたらされることが想定される範囲を明確化し、周辺住民並びに地域住民を対象とした説明会等開催の手続きをルール化している。開発事業説明会等は、「大規模開発事業」、「中規模開発事業」、「小規模開発事業」の3つの区分に応じ下図に示す者と定め、周辺説明を受けることが出来る。

条件	種別	特 定 開 発 事 業		小規模開発事業
		大規模開発事業	中規模開発事業	
(ア) 開発事業区域境界線からの水平距離		25m	15m	10m
(イ) 予定建築物の高さに対する距離		2倍 (上限50m)	1.5倍 (上限50m)	—
(ウ) 中高層建築物に対する対応		テレビジョン放送の電波の著しい受信障害が生じると予想される範囲		—
(エ) 自治会への説明		開発区域が属する自治会の代表者及び (ア) から (ウ) までに規定するものが属する自治会の代表者		
(オ) 水利関係者への説明		開発事業に係る工事により、その構造が変更される水路又は開発事業区域から放流される雨水等の第一次放流先となる水路を利用する者で組織された団体その他これに類するものの代表者		
(カ) その他		(ア) 又は (イ) に規定するものが属する自治会の区域内に居住するもので、工事車両の通行、日照、通風の障害その他の理由により、生活環境等に著しい影響があると町長が認めたもの		

項目	地域	猪 名 川 町 (土地開発事業指導要綱)
		<p>※ (ア) ~ (ウ) の場合、この範囲内に土地の所有権を有する者及び建築物の所有権又は権原に基づく占有権を有する者 (以下「所有権を有する者等」という。) が周辺住民に該当する。</p> <p>※ (イ) の場合の説明範囲は、例えば予定建築物の高さが15mの中規模開発事業の場合、開発事業区域の境界線からの水平距離が、建築物の高さの1.5倍の距離の範囲内に所有権を有する者等が説明範囲となる。</p>
町の責務 (条例第3条)		町は、この条例の目的を達成するため、開発事業に関する情報の提供を行うとともに、この条例に定める手続が適切かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。
開発事業者の責務 (条例第4条)		<p>1 開発事業者は、開発事業を行うに当たって、自らも地域社会の一員であることを自覚し、開発事業が周辺環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、この条例の目的を達成するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 開発事業者は、殊更に小規模な事業区域を設定することがないように努め、当該開発事業において必要とする公共施設等を整備するとともに、この条例に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。</p>
住民の責務 (条例第5条)		住民は、地域社会の一員として、自らの周辺環境に関心を持ち、開発事業に関する説明を真摯に受け、この条例の目的が達成されるように努めるとともに、この条例に定める手続が適切かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。
紛争の解決 (条例第6条)		紛争が生じた場合にあつては、その紛争の当事者である開発事業者及び周辺住民は、相互の立場を尊重し互譲の精神をもって解決するように努めなければならない。
まちづくりに係る計画等への適合 (条例第7条)		開発事業者は、開発事業の計画を策定するに当たっては、総合計画、都市計画マスタープラン等の町の定める計画 (以下「まちづくり方針」という。) に即したものとしなければならない。
地区計画等の活用 (条例第8条)		開発事業者は、開発事業を行うときは、事業区域の規模や周辺地区の状況に合わせ、将来においても土地利用の適正化と良好な住環境が確保できるよう、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画及び建築基準法第69条に規定する建築協定を活用するように努めなければならない。
適用範囲 (条例第9条)		<p>この条例は、本町の区域内において行う開発事業について適用する。ただし、次に掲げる開発事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 自己居住用の一の戸建専用住宅を目的とする建築</p> <p>(2) 建築物の軽微な増築又は改築で、周辺の環境又は公共施設等に影響を及ぼさないもの</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第5号から第11号までに規定する行為</p> <p>(4) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物の建築</p> <p>(5) 国県又は町が行うもの</p> <p>(6) 前号に準ずるものと町長が認めたもの</p>
一の開発事業とみなす場合 (条例第10条)		一団の土地 (一体的な利用がなされていた土地又は同一の所有者が所有していた土地をいう。) に隣接し、若しくは近接する土地において、同時に又は引き続いて行う開発事業で、全体として、一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の利用が明らかに見込まれる規則で定める開発事業については、一の開発事業とみなして、この条例の規定を適用する。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。
開発構想届の提出 (条例第11条)		<p>1 大規模開発事業を行おうとする開発事業者 (以下「大規模開発事業者」という。) は、大規模開発事業の具体的な計画を策定しようとする前に、規則で定めるところにより、開発構想を記載した書面及び図面等 (以下「開発構想届」という。) を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により開発構想届が提出されたときは、開発構想の区域、規模又は用途等により必要があると認める場合は、大規模開発事業者に対して、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>3 大規模開発事業者は、前項の規定による指導又は助言を受けたときは、その内容に従い必要な手続を行わなければならない。</p>
開発構想に関する標識の設置 (条例第12条)		<p>1 大規模開発事業者は、前条第1項の規定による開発構想届を提出したときは、開発構想の周知を図るため、速やかに規則で定めるところにより、当該事業区域内に大規模開発事業の開発構想に関する事項を表示した標識 (以下「開発構想に関する標識」という。) を設置し、第19条に規定する開発計画に関する標識を設置するまでの間、掲出しておかななければならない。</p> <p>2 大規模開発事業者が開発構想に関する標識の設置を完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、開発構想に関する標識を設置した旨の届け (以下「構想標識設置届」という。) を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 大規模開発事業者は、周辺住民及び地域住民から第1項の規定により設置した開発構想に関する標識に記載した内容について、説明を求められたときは、説明しなければならない。</p>
開発構想の説明 (条例第13条)		1 大規模開発事業者は、構想標識設置届を提出した日の翌日以降に、周辺住民が属する自治会と協議した方法により説明会を開催し、周辺住民に開発構想その他規則で定める事項について、十分に理解されるよう説明しなければならない。

項目 / 地域	猪 名 川 町 (土地開発事業指導要綱)
	<p>2 前項の規定にかかわらず、開発構想の内容、周囲の状況等により、当該自治会及び町長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、大規模開発事業者は、個別説明その他開発構想が十分に理解される方法により説明を行うことができる。</p> <p>3 大規模開発事業者は、説明会を開催しようとするときは、開催日の14日前までに開催日及び場所について、前条第1項の規定により設置した開発構想に関する標識に記載するとともに、周辺住民及び周辺住民が属する自治会に書面により周知しなければならない。</p> <p>4 大規模開発事業者は、第2項の規定により、説明会以外の方法によって第1項に規定する事項を説明しようとするときは、説明方法等を前条第1項の規定により設置した開発構想に関する標識に記載しなければならない。</p> <p>5 地域住民は、第1項による説明会等により説明を受けることができる。</p> <p>6 大規模開発事業者は、規則で定めるその責めに帰することができない事由により、第1項に規定する説明会を開催することができないときは、周辺住民及び地域住民に開発構想について周知するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>要望書の提出 (条例第15条)</p>	<p>1 大規模開発事業者の開発構想に対し、良好な都市環境の形成を図る見地から大規模開発事業者に要望を有する周辺住民は、第13条第1項又は第2項の規定による説明会等が終了した日(同条第6項の場合にあっては、同項の規定する措置が講じられた日)の翌日から起算して14日(規則で定める日の日数は、算入しない。)以内に、規則の定めにより当該要望を記載した書面(以下「要望書」という。)を大規模開発事業者に提出することができる。</p> <p>2 前項の大規模開発事業者の開発構想に対する要望書は、その者が属する自治会等で取りまとめて、当該大規模開発事業者に提出するよう努めるものとする。</p> <p>3 大規模開発事業者は、第1項の規定により要望書が提出されたときは、当該要望書の写しを、速やかに町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、周辺住民から第1項に規定する期間について、当該期間満了日までに規則の定めによる期間延長の要請があった場合で、相当な理由があると認めるときは、その期間を21日(規則で定める日の日数は、算入しない。)以内とすることができる。</p> <p>5 町長は、前項の期間延長の要請を受け入れるときは、規則の定めにより、その旨を当該大規模開発事業者に通知するものとする。</p>
<p>開発計画の策定 (条例第16条)</p>	<p>1 大規模開発事業者は、要望書の提出があったときは、当該要望書の内容に配慮した開発計画を策定するよう努めなければならない。</p> <p>2 大規模開発事業者は、要望書の提出があった場合において、開発計画を策定したときは、規則の定めに従い、当該開発計画について、速やかに当該要望書を提出した者に説明するものとする。</p>
<p>事前協議 (条例第18条)</p>	<p>1 特定開発事業者は、特定開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等を行う前に、規則で定めるところにより、開発計画を記載した書面及び図面等(以下「事前協議書」という。)を町長に提出し、町長と事前協議しなければならない。ただし、大規模開発事業者は、第11条から第16条までに規定する大規模開発事業の開発構想に関する手続が完了していなければ、町長とこの条に定める事前協議を行うことができない。</p> <p>2 前項の町長と特定開発事業者との事前協議は、この条例、この条例に基づく規則並びに町長が別に定める開発事業に関する基準(以下「施行基準」という。)及び町のまちづくり方針等に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 特定開発事業の施行に伴い、必要となる開発事業区域内外の公共施設等の整備に関する事項</p> <p>(2) 特定開発事業の施行に伴い、設置される公共施設等の町への移管及び用地の帰属等に関する事項</p> <p>(3) 建築基準法第42条第2項の規定による道路とみなされる部分及び同条第1項第5号に規定する道路の指定を受けた部分の寄附に関する事項</p> <p>(4) 特定開発事業の開発事業区域の周辺における良好な住環境の保全に関する事項</p> <p>(5) 開発事業区域及びその周辺の法定外公共物の付替え、変更及び廃止等に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、防犯対策に関する事項、道路の通行の安全に関する事項</p> <p>その他開発事業に関し町長が必要と認める事項</p> <p>3 町長は、第1項の事前協議書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該事前協議に対する町長の意見及び指導事項を記載した書面(以下「事前協議指導事項通知書」という。)を特定開発事業者に交付するものとする。</p> <p>4 町長は、事前協議書等の不備等によって前項に規定する事前協議指導事項通知書の交付ができないときは、開発事業者に対し、事前協議書等の補正又は追加資料の提出を求めるものとする。この場合において、町長が補正又は追加資料の提出を求めた日の翌日から起算して、30日(規則で定める日は、算入しない。)以内に、正当な理由なく開発事業者が補正又は追加資料の提出をしないときは、町長は事前協議を終了させることができる。</p> <p>5 特定開発事業者は、事前協議における開発計画の内容と当該開発計画に関し、町に対し規則の定めにより行う手続における内容とは、一致したものでなければならない。</p> <p>6 特定開発事業者との事前協議に要する標準的な処理期間は、規則により別に定める。</p>
<p>開発構想に関する標識の設置 (条例第19条)</p>	<p>1 特定開発事業者は、開発計画の周知を図るため、前条第1項の規定による事前協議書の提出をした場合においては、規則で定めるところにより、速やかに当該開発事業区域内に開発計画に関する事項を表示した標識(以下「開発計画に関する標識」という。)を設置し、当該開発事業の工事が完了するまでの間掲出しておかななければならない。</p> <p>2 特定開発事業者が開発計画に関する標識の設置を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに開発計画に関する標識を設置した旨の届け(以下「計画標識設置届」という。)を町長に提出しなければならない。</p>

項目 / 地域	猪 名 川 町 (土地開発事業指導要綱)
開発計画等の説明 (条例第20条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発事業者は、第18条第1項の規定による事前協議書を提出した日の翌日以降に、周辺住民が属する自治会と協議した方法により説明会を開催し、周辺住民に開発計画その他規則で定める事項について、十分に理解されるよう説明しなければならない。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、開発計画の内容、周囲の状況等により、当該自治会及び町長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、特定開発事業者は、個別説明その他開発計画が十分に理解される方法により説明を行うことができる。</li> <li>3 特定開発事業者は、説明会を開催しようとするときは、開催日の14日前までに開催日及び場所について、前条第1項の規定により設置した開発計画に関する標識に記載するとともに、周辺住民及び周辺住民が属する自治会に書面により周知しなければならない。</li> <li>4 特定開発事業者は第2項の規定により、説明会以外の方法によって、第1項に規定する事項を説明しようとするときは、説明方法等を前条第1項の規定により設置した開発計画に関する標識に記載しなければならない。</li> <li>5 特定開発事業者は、規則で定めるその責めに帰することができない事由により、第1項に規定する説明会を開催することができないときは、周辺住民及び地域住民に開発計画について周知するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>6 地域住民は、第1項による説明会等により説明を受けることができる。</li> <li>7 特定開発事業者は、第1項又は第2項の規定により説明を行うに当たっては、当該説明を受ける者の理解を得るように努めなければならない。</li> <li>8 周辺住民及び地域住民は、第1項又は第2項の規定により、特定開発事業者から説明会等が行われるときは、当該説明を受けるように努めなければならない。</li> </ol>
計画説明実施報告書の提出 (条例第21条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発事業者は、前条第1項又は第2項の規定により説明会等（前条第5項の場合にあっては、同項に規定する措置）を行ったときは、速やかに規則の定めにより報告事項を記載した書面（以下「計画説明実施報告書」という。）を町長に提出しなければならない。</li> <li>2 特定開発事業者は、前項の計画説明実施報告書を町長に提出したときは、直ちにその旨及び提出年月日を第19条第1項の規定により設置した開発計画に関する標識に記載し、規則の定めに従い記載した旨を町長に報告しなければならない。</li> <li>3 町長は、特定開発事業者から計画説明実施報告書の提出があったときは、これを提出のあった日の翌日から起算して、開発事業の規模に応じ、規則で定める期間（規則で定める日の日数は、算入しない。）、当該計画説明実施報告書を規則の定めにより一般の縦覧に供するものとする。</li> </ol>
開発計画に対する意見書の提出 (条例第22条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発事業の開発計画に対し、良好な都市環境の形成を図る見地から特定開発事業者に意見を有する周辺住民は、前条第3項に規定する縦覧の期間満了日までに、規則で定めるところにより、開発計画及び工事計画に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を町長を経由して当該特定開発事業者に提出することができる。この場合において、町長は、周辺住民に対し、当該意見に関する内容について、必要な指導及び助言をすることができる。</li> <li>2 前項の意見書は、その者が属する自治会等で取りまとめて、当該特定開発事業者に提出するよう努めるものとする。</li> <li>3 町長は、第1項の規定により意見書の提出があったときは、速やかに規則で定めるところにより、当該意見書を特定開発事業者に送付するものとする。この場合において、町長は当該特定開発事業者に対し、意見書に関する事項について、必要な指導又は助言をすることができる。</li> <li>4 町長は、周辺住民から前条第3項に規定する期間について、当該期間満了日までに期間延長の要請があった場合、相当な理由があると認めるときは、その期間を規則で定める期間（規則で定める日の日数は、算入しない。）延長することができる。</li> <li>5 町長は、前項の期間延長の要請を受け入れるときは、その旨を当該特定開発事業者に通知するものとする。</li> </ol>
意見書に対する見解書の送付 (条例第23条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発事業者は、前条第3項の規定による意見書の送付を受けたときは、速やかに規則の定めに従い、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を当該意見書を提出した者に送付するものとする。</li> <li>2 前項の場合において、特定開発事業者は、当該見解書の送付を受けた者から説明の求めがあったときは、これに応じるものとする。</li> <li>3 特定開発事業者は、第1項の規定により見解書を送付したときは、当該見解書の写しを、直ちに町長に提出しなければならない。</li> </ol>
開発協定 (条例第27条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発事業者は、第24条第1項に規定する事前協議指導事項回答書を提出した以降において、事前協議が整ったときは、その合意内容に基づく協定（以下「開発協定」という。）を町長と締結しなければならない。</li> <li>2 特定開発事業者は開発協定を締結するため、規則で定めるところにより町長に申し出なければならない。</li> <li>3 町長は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る開発事業が、まちづくり方針に配慮され、かつ、この条例、この条例に基づく規則、施行基準及び関係法令の定め適合していると認めるときは、開発協定を締結しなければならない。</li> <li>4 特定開発事業者は、当該開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等を行う日の前日までに、開発協定を締結するように努めなければならない。</li> <li>5 特定開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、開発協定を遵守し、適正に当該開発事業を施行しなければならない。</li> <li>6 特定開発事業者は、第1項の規定による開発協定を締結したときは、速やかにその旨及び開発協定の締結年月日を、第19条第1項の規定により設置した開発計画に関する標識に記載しなければならない。</li> <li>7 開発協定は、当該協定の締結した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、当該特定開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等を行わないときは、その効力を失う</li> </ol>

項目	地域	猪 名 川 町 (土地開発事業指導要綱)
地位の承継 (条例第29条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発協定を締結した者から開発事業区域内の土地の所有権その他特定開発事業を行う権限を取得した者は、規則の定めに従い町長の承認を得て、当該特定開発事業の開発協定に基づく地位を承継することができる。</li> <li>2 町長は、前項に規定する承認を拒否するときは、承認を申請した者に対し、書面によりその理由を示さなければならない。</li> </ol>
事前協議 (条例第30条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模開発事業を行おうとする開発事業者（以下「小規模開発事業者」という。）は、当該開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等を行う前に、規則の定めに従い、事前協議書を町長に提出し、町長と事前協議しなければならない。</li> <li>2 前項の町長と小規模開発事業者との事前協議は、この条例、この条例に基づく規則、施行基準及びまちづくり方針等に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小規模開発事業の施行に伴い、必要となる開発事業区域内外の公共施設等の整備に関する事項</li> <li>(2) 小規模開発事業の施行に伴い、設置される公共施設等の町への移管及び用地の帰属等に関する事項</li> <li>(3) 建築基準法第42条第2項の規定による道路とみなされる部分の寄附に関する事項</li> <li>(4) 開発事業区域の周辺における良好な住環境の保全に関する事項</li> <li>(5) 開発事業区域及びその周辺の法定外公共物の付替え、変更及び廃止等に関する事項</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、防犯対策に関する事項、道路の通行の安全に関する事項</li> </ol> その他開発事業に関し町長が必要と認める事項</li> <li>3 町長は、第1項の事前協議書の提出があったときは、規則で定めるところにより、事前協議指導事項通知書を小規模開発事業者に交付するものとする。</li> <li>4 町長は、事前協議書等の不備等によって前項に規定する通知書の交付ができないときは、小規模開発事業者に対し、事前協議書等の補正又は追加資料の提出を求めるものとする。この場合において、町長が補正又は追加資料の提出を求めた日の翌日から起算して30日（規則で定める日は、算入しない。）以内に、正当な理由なく小規模開発事業者が補正又は追加資料の提出をしないときは、町長は事前協議を終了させることができる。</li> <li>5 小規模開発事業者は、事前協議における開発計画の内容と当該開発計画に関し、町に対し規則の定めにより行う手続における内容とは、一致したものでなければならない。</li> <li>6 小規模開発事業者は、第3項に規定する事前協議指導事項の交付日の翌日から起算して1年を経過する日までに、当該小規模開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等を行わないときは、改めて第30条から第33条までに規定する事前協議に関する手続を行わなければならない。</li> <li>7 町長は、事前協議が完了しないときは、規則で定めるその後の手続等を行わないものとする。</li> <li>8 小規模開発事業者との事前協議に要する標準的な処理期間は、規則により別に定める。</li> </ol>
開発計画等の説明 (条例第31条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模開発事業者は、前条第1項の規定による事前協議書を提出した日の翌日以降に、周辺住民に対し、開発計画その他規則で定める事項について、説明会等により説明しなければならない。</li> <li>2 小規模開発事業者は、前項の規定により説明を行うに当たっては、当該説明を受ける者の理解を得るように努めなければならない。</li> <li>3 周辺住民又は地域住民は、第1項の規定により、小規模開発事業者から説明会等が行われるときは、当該説明を受けるように努めなければならない。</li> </ol>
事前協議指導事項回答書の提出 (条例第33条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模開発事業者は、前条の規定による計画説明実施報告書の提出後、事前協議指導事項回答書を町長に提出しなければならない。</li> <li>2 小規模開発事業者は、前項の事前協議指導事項回答書を提出するときは、第30条第3項の規定による事前協議指導事項通知書の内容を十分に理解した上で提出しなければならない。</li> <li>3 町長は、前項の事前協議指導事項回答書に記載された回答が不適切であると判断したときは、その内容の修正を求めることができる。</li> </ol>
開発事業の施行 (条例第36条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開発事業者は、開発事業を行うにあたり、都市計画法、同法に基づく命令その他関係法令の定めによるほか、施行基準に基づき施行しなければならない。</li> <li>2 特定開発事業者にあつては第27条の規定による開発協定の内容に、小規模開発事業者にあつては第30条及び第33条の規定による事前協議の内容に、それぞれ適合するよう開発事業を施行しなければならない。</li> </ol>
開発事業の工事の着手制限 (条例第37条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模開発事業者は、事前協議が完了し、当該開発事業に関する関係法令による手続を行った後でなければ、開発事業の工事に着手してはならない。</li> <li>2 特定開発事業者は、開発協定を締結し、当該開発事業に関する関係法令による手続を行った後でなければ、開発事業の工事に着手してはならない。</li> </ol>
検査 (条例第40条)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定開発事業者等は、規則で定める場合は、町長の間接検査を受けなければならない。</li> <li>2 特定開発事業者等は、前条の規定による工事完了の届出があったときは、開発協定又は事前協議の内容に適合して施行されているかどうか町長の検査を受けなければならない。</li> <li>3 町長は、前2項の検査の結果、開発協定又は事前協議の内容に適合していないと認めるときは、規則の定めに従い、その理由及び是正すべき内容を当該特定開発事業者等に通知しなければならない。</li> <li>4 特定開発事業者等は、前項の通知を受けたときは、町長との協議により是正方法を決定し、その決定された方法で是正</li> </ol>

項目	地域	猪 名 川 町 (土地開発事業指導要綱)
		<p>しなければならない。</p> <p>5 特定開発事業者等は前項の規定による是正を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に報告しなければならない。</p> <p>6 町長は第2項の検査の結果、開発協定又は事前協議に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定開発事業者等にその旨を書面（以下「完了検査終了通知書」という。）により通知しなければならない。</p>
応分の負担 (条例第44条)		町長は、開発事業に関連して周辺地域における公共施設等の基盤の整備を行う費用に充てるため、必要に応じて開発事業者に対して応分の負担を求めることができる。
あっせん (条例第45条)		<p>1 町長は、特定開発事業に関して、周辺住民と特定開発事業者との間で紛争が生じた場合において、規則の定めにより双方からのあっせんの申出があったときは、あっせんを行う。ただし、規則で定める場合は、あっせんは行わない。</p> <p>2 町長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方からあっせんの申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。</p> <p>3 前2項の申出は、規則で定める期間内に行わなければならない。</p> <p>4 町長は、あっせんのために必要があると認めるときは、当事者に対し意見を聴くためあっせんのための会議への出席を求め、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p>
あっせんの終結等 (条例第46条)		<p>1 町長は、あっせんの結果、当事者の双方が合意に達したとき、又はあっせんを申し出た当事者の双方（前条第2項の場合にあっては、当事者のうちあっせんを申し出た一方）が当該申出を取り下げたときは、あっせンを終結させる。</p> <p>2 町長は、当該紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。</p>
合意事項の履行義務 (条例第47条)		<p>1 当事者は、前条第1項の規定により合意した事項その他あっせんにおいて書面で合意した事項について、信義に従い、誠実に履行しなければならない。</p> <p>2 町長は、当事者双方又は一方が前項に定める義務を履行しないときは、当該当事者の双方又は一方に対し、期限を定めて当該義務を履行するよう勧告することができる。</p>
指導又は助言 (条例第51条)		町長は、この条例の施行に必要な範囲において、開発事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。
開発事業の台帳 (条例第52条)		町長は、開発構想届、事前協議書及び開発協定に係る協定書等並びにこれらの書面に添付された図書に基づき台帳を作成し、規則で定めるところにより、当該台帳を公開するものとする。
委任 (条例第58条)		この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
施行改正年月日		平成31年 4月 1日施行